

～金山町結婚新生活支援事業～ 新婚生活を支援します!!

**最大
30万円**

夫婦ともに
29歳以下なら
最大60万円

補助金対象期間:令和6年4月1日から令和7年3月31日までの経費
※予算に達した時点で終了となります
※補助金の申請を希望される方は、事前にご相談ください

対象経費

- 住居費用(住宅取得費用又は住宅賃借費用)
結婚を機に取得した取得した住宅又は賃借した住宅の費用
(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料)
- 引越費用(引越業者、運送業者へ支払った費用)
- リフォーム費用

対象世帯

次の要件を全て満たす方

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- 対象期間内に婚姻届を提出し、対象となる住宅が金山町内にあること。
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- 夫婦の合算した所得が500万円未満であること。
(貸与型奨学金を返済している場合は裏面のとおり)
- 令和7年3月31日までの間に金山町の住所に夫婦又は夫婦のいずれかが転居届又は
転入届を受理されていること。
- 夫婦ともに、町税等(各種保険料、使用料を含む。)の滞納がないこと。
- ほかの公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。

お問い合わせ先

金山町役場 総合政策課政策推進係 ☎0233-29-5602(直通)

申請手続きの流れ

申請書類の提出

令和7年3月末日までに、次の書類を不備なくそろえてご提出ください。

	確認	書 類
1		金山町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)
2		戸籍謄本
3		住民票(結婚を機に新たに取得又は取得した住宅へ異動後の住民票とし、世帯全員記載のあるもの)
4		所得証明書(申請日時点における直近の夫婦の所得証明書に限る)
5		納税証明書(申請日時点における直近の夫婦の納税証明書に限る)
※6		貸与型奨学金の返済額がわかる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
※7		住宅の売買契約書の写し(住居費における購入の場合)
※8		住宅の賃貸借契約書の写し(住居費における賃貸借の場合)
※9		住宅(住居)手当支給証明書(様式第2号) (住居費における賃貸借の場合)
※10		引越に係る領収書(引越費用の場合)
※11		リフォームに係る領収書(リフォーム費用の場合)
※12		住宅の購入または賃貸借に係る領収書(住居費における購入または賃貸借の場合)

※6～※12に該当する方は、「※」の書類も併せて申請してください。



町から交付決定通知書の送付

金山町から申請者へ審査結果を通知します。



交付請求書の提出

交付決定通知書を受け、「**補助金等交付請求書(様式第5号)**」に必要事項を記入して、総合政策課推進係までご提出ください。



補助金の振込

内容を確認し、町の支払日に請求された金額を申請者へ振り込みます。